

2021年3月10日京都 kongress 全体会合議題5における

日本代表団ステートメント

(山内官房審議官)

副議長、ありがとうございます。

副議長、冒頭に、貴殿の副議長への選出に対して敬意を表します。

併せて、事務局に対し、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大にもかかわらず、今会議の開催を実現されたことに対し、その御尽力に深く感謝申し上げます。

副議長、

本議題は、「法の支配を推進するための多面的アプローチ」です。

誰もが安心・安全に暮らせる社会を実現するためには、法の支配の原則が社会の隅々まで貫徹していることが必要です。そのためには、社会において、市民が

法とその執行を信頼し、尊重する法遵守の文化が浸透していることが重要です。日本の経験に基づき、この点を具体的にご説明します。

我が国においては、2009年に、「裁判員制度」という新しい刑事裁判手続が導入されました。「裁判員制度」とは、一般市民が職業裁判官と裁判体を構成し、一定の重大な刑事事件の審理を行う制度です。この制度は、刑事司法制度に対する国民の理解と信頼を向上させることを目的として導入されました。

ある調査では、95パーセントの裁判員経験者から刑事裁判に参加したことにつき好意的な意見が示されています。また、別のデータでは、一般国民の刑事裁判に対する印象も大きく好転したことを示しています。

我が国の最高裁判所も、裁判員裁判について、「国民の視点や感覚と法曹の専門性とが常に交流することによって、相互の理解を深め、それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すもの」と指摘

しています。

裁判員制度の成功の一因には、我が国の一般市民の間に、教育や社会生活を通して涵養した法遵守の文化が存在していたことがあります。とはいえ、市民が刑事裁判に直接参加することで、さらに犯罪防止と刑事司法に対する国民の信頼が高まっており、その結果、市民の間の法遵守の文化も更に強化されています。

副議長、

本議題にあるように、法の支配の貫徹した社会の実現のためには、多方面にわたる息の長いアプローチが必要です。刑事裁判への市民参加についての日本の経験は一つのアプローチです。

すべての加盟国の政策立案者、実務家に対し、法の支配の浸透に向けたたゆまぬ努力を呼びかけ、私のステートメントを終えたいと思います。

御清聴ありがとうございました。